

令和4年第7回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和4年9月15日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 報告第 6号 放棄した私債権の報告について
- 第 5 議案第41号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第42号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第44号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）
- 第 9 議案第45号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第46号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 同意第 2号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第12 認定第 1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 第20 発議第 6号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 金 木 直 文 君

2番 磯 野 直 君

3番 平 山 美知子 君

4番 阿 部 和 也 君

5番	工藤正幸君	6番	船本秀雄君
7番	小寺光一君	8番	逢坂照雄君
9番	舟見俊明君	10番	村田定人君
11番	森淳君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者	渡辺博樹君
総務課長	敦賀哲也君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
福祉課長	木村和美君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
上下水道課主幹	竹内雅彦君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	門間憲一君
焼尻支所長	佐々木慎也君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君

社会教育課長 兼公民館長	飯 作 昌 巳 君
監 査 室 長	三 上 敏 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君 2番 磯 野 直 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めらるるものであります。

令和4年9月14日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率につきましては一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、当町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②の連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これについても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ず

る償還金の標準財政規模に対する比率の直近3年度の平均値となりますが、9.9%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものでありますが、基金等の充当可能財源が将来負担する見込額を上回ったことから、数値は出ないこととなります。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることを表しております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①の水道事業会計、②の簡易水道事業特別会計、③の下水道事業特別会計、④の港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることを表しております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第6号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第6号 放棄した私債権の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長（棟方富輝君） ただいま上程されました報告第6号 放棄した私債権の報告につきまして、その内容についてご説明申し上げます。

令和4年9月14日提出、羽幌町長。

内容でございますが、水道使用料を滞納している者のうち、その債務者が所在不明により時効の援用の確認が取れないことから、羽幌町私債権の管理に関する条例第4条第1号の規定により、町の私債権について別紙調書のとおり放棄したので、条例第5条の規定に

より報告するものであります。

別紙調書を御覧願います。債権の名称は水道使用料で、放棄した債権の額は1万6,650円、件数は3件であります。

以上をもちまして内容の報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、条例に基づく権利の放棄であるため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第41号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第41号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第41号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年9月14日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町職員の育児休業等に関する条例（平成4年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容につきまして別途お配りしております議案第41号説明資料、羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。最初のページには改正内容の要旨を、次ページ以降は新旧対照表になります。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

なお、適用条項の改正や条項の整備などにつきましては資料の説明により省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは、説明資料の最初のページを御覧ください。要旨に基づき説明させていただきます。男性職員の育児参加や女性職員のさらなる活躍を目的として、非常勤職員を含めた

職員が育児休業等を取得しやすい環境を整備するための制度改正が国家公務員について行われ、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われており、令和4年4月1日施行分では非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件の緩和等の改正が行われておりますが、今回は令和4年10月1日施行の非常勤職員の育児休業の取得要件のさらなる緩和等を行うものでございます。

改正内容は大きく3つに分かれておりまして、まず1の非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休の取得要件の緩和についてであります。第2条第3号アの改正に係る部分としまして、子の誕生日から8週間以内に育児休業をしようとする場合の要件のうち勤務日数に係るもの以外の要件「子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないこと」につきまして、改正により「子の誕生日から57日目より6月を経過する日まで」と下線の部分の基準が短縮され、取得要件が緩和されるものであります。

次に、2の非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化についてであります。これは第2条第3号イ、第2条の3第3号、第2条の4の改正に係る部分といたしまして、非常勤職員の子の1歳到達日以降における育児休業に関しまして、1歳到達日及び1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日開始日としておりましたが、改正により当該育児休業の初日（開始日）を柔軟化することで配偶者と交代での取得が可能となることや特別の事情がある場合についての柔軟な取得を可能にするというものであります。

次に、3の育児休業の取得回数制限の緩和等についてであります。第3条第5号の改正に係る部分としまして育児休業の取得回数が現行は1回まででありましたが、原則2回までに可能になったことから、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申出及び申出から3か月の経過期間が不要となりましたので、この内容に関する第3条第5号を削除するものであります。

なお、この計画書により申し出た場合の再度の育児短時間勤務の取得の仕組みは残りますので、第10条第6号の改正に係る部分としまして「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるものであります。

続いて、(2)の第3条第7号の改正に係る部分としまして、非常勤職員に加え任期付職員も任期の更新または継続採用時における再度の育児休業を可能とするものでございます。

以上が改正内容の説明であります。

附則、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

次に、経過措置ですが、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第41号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長(森 淳君) 日程第6、議案第42号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第42号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和4年9月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、その内容に準拠している本条例について改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年羽幌町条例第9号)の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表を御覧ください。左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、改正内容をご説明いたします。第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続が規定されており、第4条第2号において一般運送契約以外の個別契約について上限額が定められておりますが、アの自動車借入れに係る1日当たりの上限額を1万5,800円から1万6,100円に改め、イの燃料費の単価を7,560円か

ら7, 700円に改めるものであります。

次に、第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続が規定されておりますが、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を7円51銭から7円73銭に改めるものであります。

次に、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続が規定されておりますが、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を算定するための基準となる額であります525円6銭を541円31銭に改め、31万500円を31万6,250円に改めるものでございます。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第42号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

令和4年9月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い策定されました羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画の振興すべき業種との整合性を図るため、関連する項目について改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

羽幌町企業振興促進条例（平成26年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、お配りしております資料、羽幌町企業振興促進条例新旧対照表を御覧願います。新旧対照表は、左に現行の条文を、右に改正案を記載しており、改正箇所を下線を引いております。

第2条第1号では、対象となる事業場の業種や定義について規定しており、羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画における振興すべき業種との整合性を図るため、対象業種及びその定義について見直しを行うものであります。

第1号中、イ、情報関連産業についてはその定義の内容を改め、ウ、新エネルギー供給業、エ、物流関連産業についてはウを旅館業に、エを農林水産物等販売業に改め、それぞれについて規定しております。オ、その他の事業については削除し、羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画との整合性を図るため、改正しようとするものであります。

次に、第2条第6号では中小企業者の定義を規定しており、その中のただし書中、別表を別表1に改めております。

次に、第3条では事業場の立地に対する助成について規定しており、第3条第2項ではその助成要件となる事業場の新設または増設に伴う投資額の設定について規定しております。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、税制措置として対象業種別、資本金別取得価格の下限額が引き下げられたことから、第3条第2項中、当該事業場の新設または増設に伴う投資額1,000万円を500万円に改めております。

次に、第4条では事業場の新設、増設により取得した家屋及び償却資産に対する固定資産税等の免除について規定しており、第4条に1項を加え第3項とし、前条の規定による特別償却資産の取得に係る投資額の要件、課税免除の内訳は、別表2に定めるを追加しております。

別表1、別表2につきましては御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置、第2項、この条例の施行の前日に第3条第4項に基づく指定を受けたものについては、なお従前の例による。

以上がご提案申し上げます内容であります。

なお、改正条例文につきましては議案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第43号について質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 確認として質問させていただきますけれども、現行でいきますと新エネルギー供給業というのが入っていて、新しくなると外れているのかなとも思いますけれども、当初この条例ができたときは必要であるというような感じでそこに含めていた

と思うのですけれども、今回外したということは、そういったところに対しては今後何もしないという感じでいくということによろしいのかどうかお聞きします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

新エネルギーに関しましては、国・道等でも新たな部分の制度もできておりますので、そちらのほうの状況を見ながら、企業振興とは別な形で必要性を見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） そちらに関しては国・道のほうを見ながらということだと思います。

もう一つ、エで農林水産物等販売業ということで新たに追加されましたけれども、これに関してはもう既に町場にある企業とかが該当するのか、新たにどこか呼んでよようとか、そういった話とか動きがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今既存のある部分の企業も、企業というか、事業所も要件に合ってくれば該当すると思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今ある企業も該当するところは該当するということで、エに関しては6次産業化であったり、そういった水産加工業というところということによろしいのかどうかお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） 今おっしゃった部分も該当してくる部分はあると思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） これで最後にしますけれども、投資額が当初1,000万だったものが500万になるということで、かなり今までとはハードルがちょっと下がるのかなと、使う側の、お願いしている側の。それに対して補助限度額がたしか1,000万でしたっけ、補助額とかは変わらずにということでもいいのかどうかお願いします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今まで上限1,000万という部分で、該当とする資産額という部分が1,000万から500万にということで変更しております。変わらずということです。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号～議案第46号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第44号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算(第5号)、日程第9、議案第45号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第10、議案第46号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,724万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,417万2,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。歳出の2款総務費、戸籍住民基本台帳費において電算システム改修委託料310万5,000円の増額は、管内7町村で共同利用している戸籍総合システムの改修に係る整備機器数の確定によるものであります。

次に、3款民生費、児童措置費において北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業71万6,000円の増額は、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して実施している給付金支給事業に関し、北海道の補助事業として対象児童1人当たり1万円を上乗せして支給するものであります。

次に、8款土木費、港湾管理費において港湾施設整備工事請負費163万9,000円の増額は、老朽化した羽幌港西防波堤標識灯を交換するものであります。

歳入につきましては、各事業に係る特定財源等が増減しているほか、財源調整として財政調整基金繰入金を2,717万7,000円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,116万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,816万8,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の歳出、5款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金2,420万5,000円の増額は、前年度における余剰額から給付費等返還金を差し引いた額及び過年度分低所得者介護保険料軽減負担金相当額を基金へ積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、償還金及び還付加算金において償還金利子及び割引料2,696万3,000円の増額は、前年度分介護保険給付費等の確定に伴い、公費負担分の返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額しております。

続いて、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ597万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億197万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の1款総務費、一般管理費において職員人件費総額821万1,000円の増額は、春の人事異動に伴い、職員1名が増員となったことに伴う人件費の増額であり、会計年度任用職員人件費総額2万4,000円の増額は、期末手当の改定に伴い、関係経費を増減するものであります。同じく、施設管理費において運転管理業務委託料225万8,000円の減額は、額の確定によるものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額しております。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の12ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において姉妹都市イベント派遣事業77万8,000円の減額は、職員の派遣を予定していた内灘町民夏まつりに関し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントの規模が縮小されたことから派遣を中止したことによるものであり、姉妹都市交流事業13万6,000円の減額は、内灘町職員による出店が予定されていた甘エビまつりが中止になったことによるものであります。

同じく、財産管理費において減債基金積立金200万円の増額は、保有する優先株の一部について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生する収入額相当分を基金に積み立てるものであります。

13ページを御覧ください。同じく、税務管理費において町税収入払戻金50万円の増額は、確定申告の更正に伴う道町民税等の還付金増加によるものであります。

同じく、町長選挙費において選挙運動費用負担金2万2,000円の増額は、公職選挙法施行令改正に伴い、本町における選挙運動費用の公費負担金額算定に係る単価上限についても増額することによるものであります。

14ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において委託料15万4,000円の増額は、障がい福祉サービス利用者に係る移動状況の報告方法の変更に伴いシステムの改修を委託するものであり、償還金利子及び割引料494万9,000円の増額は、障がい者医療費や障がい児通所サービス等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であります。

同じく、介護福祉費において繰出金2万8,000円の増額は、前年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算交付金相当額を介護保険事業特別会計へ繰り出すものであります。

15ページを御覧願います。同じく、児童福祉費において償還金利子及び割引料550万1,000円の増額は、施設型給付費負担金等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であります。

16ページをお開き願います。同じく、児童措置費において償還金利子及び割引料332万1,000円の増額は、児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金並びに子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）に係る前年度国庫支出金の額確定による返還金であります。

17ページを御覧願います。6款農林水産業費、農業委員会費において農業委員会運営事業8万7,000円の増額は、担い手への農地集積、集約化を促進するに当たり農地等の所有者の意向等を迅速に把握するとともに、関係機関と情報共有するため道補助金を活用しタブレット端末を導入するとともに、運用に必要な経費を計上するものであります。

同じく、農地費において工事請負費63万円の増額は、老朽化した羽幌二股ダムへの送電用電柱の立て替えに関し、工法変更及び資材高騰に伴う発注内容の精査によるものであります。

18ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において商工振興業務経費16万円の減額は、札幌市内のホテルにおいて地域食材を活用した料理提供によるプロモーションを予定しておりましたが、甘エビの不漁により必要量を安定して確保できないことから実施を見送ったことによるものであり、ハートタウンはぼろ施設管理事業95万9,000円の増額は、施設に設置している各種個別メーターの交換業務委託料であります。地域特産品販売促進事業33万1,000円の増額は、さっぽろテレビ塔地域特産品フェアに出店し、町内の特産品や町のPRを行うための経費であります。

同じく、観光費につきましては、サンセットビーチにおける海岸漂着物処理費用の一部について道支出金の対象となったことから、財源更正するものであります。

19ページを御覧願います。8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金597万7,000円の増額は、職員配置の変更等に伴い不足する人件費相当分を繰り出すものであります。

20ページをお開き願います。10款教育費、社会教育費において姉妹都市文化スポーツ交流事業161万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したことによるものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において職員手当等1万5,000円の増額は、北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業に係る職員の時間外勤務手当であります。

次の21ページ及び22ページにつきましては、給与費明細書となっております。御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計及び下水道事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして私からの説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第44号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号

○議長（森 淳君） 日程第11、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南大通2丁目15番地の1、氏名、松橋英輝、生年月日、昭和51年12月10日生まれ、46歳。

現委員であります松橋英輝氏が令和4年10月15日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから同意第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第6号

○議長(森 淳君) 日程第12、認定第1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第20、発議第6号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 令和3年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要をご説明いたします。

資料につきましては、羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。一般会計では、歳入決算額73億2,797万512円、歳出決算額71億2,957万7,410円、差引き剰余金1億9,839万3,102円となっております。

では初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は33億8,145万9,000円、前年度対比3億902万3,000円、10.1%の増となっており、臨時経済対策費等の増加が主なものであります。町税では7億1,177万5,000円、前年度対比1,100万6,000円、1.5%の減となっており、評価替えに伴う固定資産税の減額が主なものであります。国庫支出金は特別定額給付金給付事業の完了などで5億9,069万4,000円の減額、道支出金は繰越事業分の地籍調査事業の完了などで790万7,000円の減額となっております。歳入決算額では73億2,797万円となり、前年度対比3億802万3,000円、4%の減となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で9億1,040万円、前年度対比1億2,632万8,000円の増となっておりますが、

事業の完了などにより減少したものは、廃棄物収集処理体制整備事業として天売地区ごみ収集車購入、河川施設管理事業として福寿川護岸整備工事、防災情報伝達システム整備事業、公民館施設管理事業として大ホール整備改修工事などであります。一方、増加したものは、光ファイバー整備事業、移住定住促進事業として焼尻地区定住促進住宅整備工事、農山漁村活性化整備対策事業として米穀集出荷貯蔵施設整備事業補助金、教員住宅施設管理事業として天売地区教職員住宅大規模改修工事などが主なものであります。人件費は10億7,988万4,000円、前年度対比2,870万6,000円の増、扶助費は6億2,969万5,000円、前年度対比1億8,562万9,000円の増、公債費は8億3,661万円、前年度対比1,405万6,000円の増となっております。歳出決算額では71億2,957万7,000円となり、前年度対比3億3,956万5,000円、4.5%の減となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化などの影響もあり、工業用以外の使用水量の減少により有収水量が1.1%の減となり、2年度と営業収益を比べますと164万8,459円の減額となっております。一方、支出では営業費用において修繕費や動力費の増などにより支出全体で412万8,304円の増額となり、結果損益計算書では2,742万2,861円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、浄水場内シーケンサ装置更新工事など建設改良費で4,896万1,000円、企業債償還金が5,758万1,611円で、支出総額は1億654万2,611円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は83.8%、前年度より2.4ポイント低下しており、経常一般財源である普通地方交付税の増加が主な要因であります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては本定例会に報告しているとおりであります。実質公債費比率については9.9%、他の比率については数値が出ないなど、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全であることを示しているものであります。

以上、令和3年度各会計の決算概要をご説明いたしましたが、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに持ち直しているとされているもののコロナ禍における原油価格、物価高騰等により地方の経済は厳しい状況が続いていることから、今後も計画的かつ効果的な行財政運営を推進し、地域経済の活性化や住民サービスの向上に努めるとともに、新たな行政需要など情勢の変化にも的確に対応できるよう将来を見据えた健全財政の堅持に努めてまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。提案

の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、発議第6号の提案理由は、令和3年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第6号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に7番、小寺光一君、副委員長に9番、舟見俊明君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月16日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月16日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開催します。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午前10時58分）